

令和5年度関西地区販売促進事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和5年度関西地区販売促進事業委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度関西地区販売促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査員1人当たり150点とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人あたりの配点は次のとおりです。また、評価基準等については、別紙「審査基準」を参照してください。

- (1) 業務目的への理解と提案への反映 (15点)
- (2) 高知県フェア開催に関する評価 (40点)
- (3) イベント等を通じた販売拡大に向けた取り組みに関する評価 (40点)
- (4) 他事業との連携に関する評価 (10点)
- (5) プロモーションに関する評価 (30点)
- (6) 業務執行能力及び実施体制に関する評価 (10点)
- (7) 経費見積に関する評価 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所
日 時：令和5年3月30日(木) (予定)
場 所：オーテピア高知図書館 研修室
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間は1社20分までを基本としますが、参加申し込みの状況によっては、時間を変更することもあります。
イ 順番は別途お知らせします。
ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(15分以内)を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します(総合点数の60%以上を獲得していることを要する。)
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

(別紙)

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務目的への理解と提案への反映	・本委託業務の仕様書に掲げる目的を理解し、具体的な提案となっているか。	15点
高知フェアの開催に関する こと	・フェアの内容について、高知県産品の認知度向上や販売拡大につながる、具体的な提案となっているか。 ・フェアで販売する商品選定について、産地視察の実施を含め、具体的な提案となっているか。 ・フェア開催の効果（集客力や売上等の目標値）について、具体的な提案となっているか。	40点
イベント等を通じた販売拡大に向けた取り組みに関する こと	・物産展の内容について、具体的な提案となっているか。 ・物産展の効果（集客力や売上等の目標値）について、具体的な提案となっているか。	40点
他事業との連携に関する こと	・本委託事業以外で、提案者が関西地区で実施する外商やプロモーションの取り組みとの連携について、具体的な提案となっているか。	10点
プロモーションに関する こと	・プロモーションのターゲット、媒体とその効果について、具体的な提案となっているか。 ・関西地区に高知県の良さをプロモーションする内容が各事業ごとに具体的な提案となっているか。 ・上記以外で、事業全体をプロモーションする効果的な手法について、具体的な提案となっているか。	30点
業務執行能力及び実施体制	・業務に応じた専門スタッフや必要な人材が配置されるなど、柔軟かつ円滑に業務を遂行できる体制となっているか。 ・本業務全体のスケジュールが適切に計画され、無理のないスケジュールであるか。 ・本事業の実施に対し、十分な効果が期待できる過去の実績であるか。	10点
経費見積	・事業に要する経費は、積算内訳が明確にされ、適切なものとなっているか。	5点